



復興

六反田2号線整備工事について

環境省が富岡町に整備した特定廃棄物埋立処分場は、地域住民の参加によるモニタリング(※注)を実施することで、埋立処分の安全性を確認することとなっています。

六反田2号線整備工事は、このモニタリング地点へのアクセス道路となる「町道六反田2号線」の環境整備を目的とした、バチサク橋の拡幅工事を含む、延長L=305.9mの拡幅整備工事で、当支援機構では、現場管理業務を受託しました。

本工事は、令和3年7月に竣工しましたが、現在、福島県で施工中の県道広野小高線へ接続することで、モニタリングのための環境整備のみならず、地域住民の利便性の向上にも大きく寄与することが期待されています。

※注 今回実施するモニタリングとは

埋立処分施設および周辺の環境について、施設から放射性物質の影響がないことを確認するために、処分施設の下流域にあたる当該地点では、河川水・河川底質・表土及び植物等の放射能濃度を測定します。

旧バチサク橋



(旧バチサク橋:施工前) 起点から終点方向

旧バチサク橋



(旧バチサク橋:施工前) 終点から起点方向



(新バチサク橋:竣工) 橋梁全景



(新バチサク橋:竣工) 終点から起点方向

当支援機構は、道路整備工事に係る計画策定・調査・測量・設計・積算・工事管理を支援しております。どうぞお気軽にご相談ください。

(土木課 TEL 024-522-5122)

大規模盛土造成地の変動予測調査「第2次スクリーニング計画」について

前号(第36号)で、国のガイドラインに基づき市町村が実施する大規模盛土造成地の変動予測調査について、全体的な流れを紹介しました(図1)。

今回は、その中で当支援機構が受託・実施した、**第2次スクリーニング計画作成**について紹介します。

第2次スクリーニング計画作成は、第1次スクリーニングで抽出した盛土造成地について、**基礎資料整理**、**現地踏査**の結果に基づき、対象箇所の**優先度を評価**し、**宅地カルテ**にとりまとめます(表1)。

表1. 第2次スクリーニング計画作成の内容※1

項目	主な実施内容
(1)基礎資料整理	造成年代、変動確率(盛土安定性)、保全対象、地盤情報、規制区域などの整理
(2)現地踏査	盛土・擁壁の形状・構造、宅地地盤・擁壁・のり面の変状、地下水、盛土下の不安定土層確認
(3)優先度評価	上記結果に基づき第2次スクリーニングの相対的な優先度を評価
(4)宅地カルテ作成	上記結果を様式化。第2次スクリーニング結果、対策工事記録などを随時更新

図1. 大規模盛土造成地変動予測調査の流れ※1

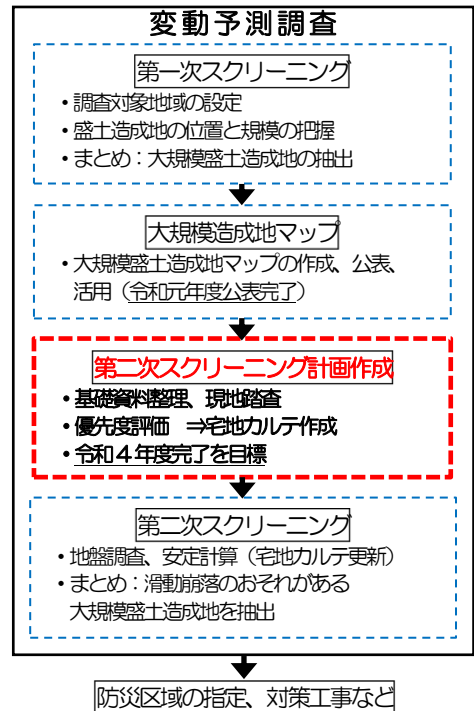
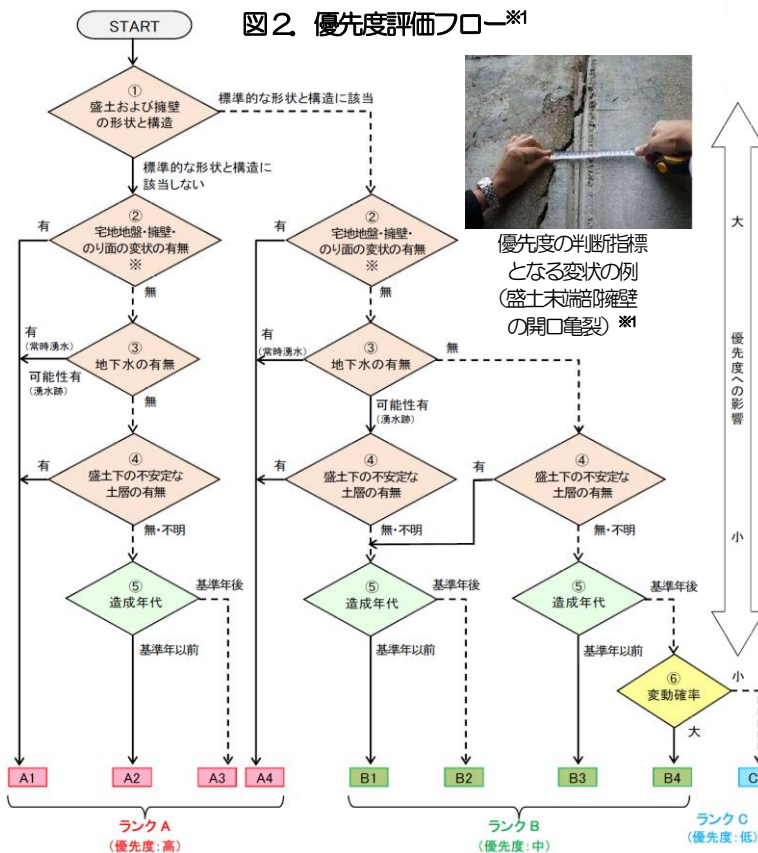


図2. 優先度評価フロー※1



優先度評価では変状の程度、保全対象の施設数や住宅数のほか、保全対象施設の重要度、想定される被害規模の程度など、**地域の特性に応じた評価指標を設定**しました(図2・表2)。

また、特に優先度の高い箇所では**地質調査計画を立案**し、調査測線・地点・方法を計画しました。

表2. 優先度評価の指標例 (被害規模・保全対象) ※1

被害規模の大きさ	大 ← → 小				
	a	b	c	d	e
被害規模ランク	a	b	c	d	e
滑动崩落が生じた際の被害規模	非常に大きい	大きい	中程度	やや小さい	小さい
保全対象の住宅数	保全対象の公共施設等の数				
	2つ以上該当				
	1つ該当				
該当無し					
50戸以上	a	b	c		
10~50戸	b	c	d		
1~9戸	e	e	e		

(※1: 大規模盛土造成地の滑动崩落対策指針ガイドライン、平成27年、国土交通省より引用)

国土交通省において、**第2次スクリーニング計画作成を令和4年度末までに完了**する目標を掲げていることをふまえ、当支援機構は今後も市町村の事業推進を支援してまいります。

(構造保全課 TEL 024-597-7063)

改正建築物省エネ法について

令和元年5月17日に公布された「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第4号)」が令和3年4月1日から施行されました。今回は、改正建築物省エネ法の概要を紹介します。

① 基準適合義務の対象範囲拡大

省エネ基準への適合を建築確認の要件とする特定建築物の規模について、非住宅部分の床面積が中規模(合計300㎡以上2,000㎡未満)の建築物まで対象範囲が拡大されました。建築主は、登録省エネ判定機関等の省エネ適合判定(省エネ適判)を受け、交付される適合判定通知書を建築確認時に提出することが必要です。また完了検査時においても、省エネ基準への適合性の検査が行われます。

② 建築士から建築主への説明義務制度の創設

建築士は、小規模(300㎡未満:10㎡以下のものは除く)の建築物の新築や増改築の設計を行う際に、建築主に対して省エネ基準への適合性等について、書面を交付して説明することが義務付けられました。また建築主は、建てようとする建築物について、省エネ基準に適合するように努力義務が同じ法律で課せられました。

※建築主が説明を希望しない旨の意思表示をした場合、建築士から説明は行われません。

③ 地方公共団体の条例による省エネ基準の強化

地方公共団体が、その地方の自然的社会的条件の特殊性に応じて、省エネ基準のみでは省エネ性能を確保することが困難であると認める場合において、条例で、省エネ基準を独自に定めることができるようになりました。

<改正前後の比較表>

	改正前		改正後		
	建築物 (非住宅)	住宅	建築物 (非住宅)	住宅	
①	大規模 (2,000㎡以上)	適合義務 【建築確認手続きに連動】	届出義務 【基準に適合せず、必要と認める場合は指示・命令等】	適合義務 【建築確認手続きに連動】	届出義務 【基準に適合せず、必要と認める場合は指示・命令等】
	中規模 (300㎡以上 2,000㎡未満)	届出義務 【基準に適合せず、必要と認める場合は指示・命令等】	届出義務 【基準に適合せず、必要と認める場合は指示・命令等】	適合義務 【建築確認手続きに連動】	所管行政庁の審査 手続を合理化
②	小規模 (300㎡未満)	努力義務 【省エネ性能向上】	努力義務 【省エネ性能向上】	努力義務 【省エネ基準適合】	努力義務 【省エネ基準適合】
		—	—	説明義務 建築士から建築主へ書面説明	説明義務 建築士から建築主へ書面説明

当支援機構は、今後も法改正の情報を提供してまいりますので、どうぞお気軽にお問合せ下さい。

(建築課 TEL 024-522-5124)

実務研修生を紹介します。

人脈・知見を広げることができた

大橋 慎次郎(おおはし しんじろう)さんは、南会津町から令和2年10月より当支援機構建築課に派遣されている実務研修生です。

令和2年4月に南会津町役場に入庁してから僅か半年で派遣されることとなった大橋さんは、「最初のころは環境の違いに戸惑うことも多かったが、訪れたことのない市町村の様子を実際に見ることができて、とても新鮮だった」と、この1年間を振り返りました。

また、人脈を作ることもこの派遣の目標の一つとしており、「仕事で訪れた各地の役場職員と交流する機会を得て、名前を覚えてもらうこともできた」と業務の担当者として14市町村に携わり、東奔西走した成果を満足そうに語ってくれました。

みんなで仕事をする一体感

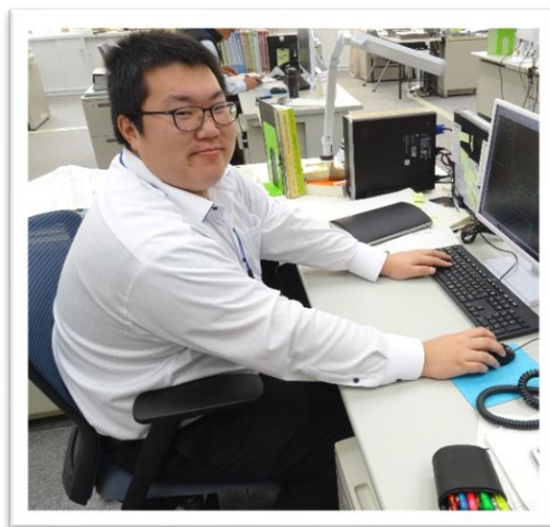
大橋さんは現在、公営住宅改修工事の設計業務を主に担当しており、「工事監理業務は役場で経験していたが、設計業務は初めてでとても勉強になる」そうです。

特に、「支援機構では1つの業務を3~4人で分担して進めることが多く、いつまで何ができているべきなのか、誰がやるのかを理解し、計画を立てて業務を進めることに苦労した」と進行管理の重要性を痛感したとする一方で、「1人で仕事を進める場合には感じられない、一体感や達成感を味わうことができた」と充実した派遣期間を過ごしていることを感じさせてくれました。

町営住宅の長寿命化に取り組みたい

実務研修生としての派遣は令和4年3月に終了しますが、役場に戻ってからも、「支援機構での経験を生かして公営住宅の長寿命化改修工事に係る業務に携わりたい」とやる気十分なようです。

また、建築士の資格取得にも意欲を見せており、「残りの期間も精一杯頑張り、早く1級建築士を取得したい」と語る彼の身体は大きな熱意を秘めていることを感じました。



建築設備部 建築課 技師

(南会津町役場 実務研修生)

大橋 慎次郎

お知らせ

「担当業務」変更のお知らせ

令和3年10月1日から当支援機構の土木課と構造技術課の担当業務が変更となりました。

構造技術課で担当していた「土木事業(橋梁含む)の調査、測量、計画、設計積算」の業務については、土木課で担当します。なお、工事管理については、引き続き構造技術課で担当しますのでよろしくお願いいたします。

<変更箇所> 土木事業(橋梁含む)の調査、測量、計画、設計積算担当

(旧) 構造技術課 TEL 024-522-5124

(新) 土木課 TEL 024-522-5122・024-522-3095

編集後記 🍌

8月11日に過去最多の230人を記録した県内の新型コロナウイルスの1日あたりの新規感染者数は、9月23日以降一桁を推移し、10月9日には230日ぶりのゼロが発表されました。現在は、ワクチン2回接種率も7割を超え、感染の再拡大を起こさないよう注意しつつも、経済活動を再開させることのできる時期に来たのではないかと思います。緊急事態宣言などの自粛期間で疲弊した地域経済が活性化することを期待しています。

【編集・発行】〒960-8043 福島県福島市中町7-17 一般財団法人ふくしま市町村支援機構

TEL : 024-522-5123 (代表) FAX : 024-522-3631 E-Mail : info2@fctc.or.jp URL : https://www.fm-so.org/